

別 紙 あて

国 土 交 通 事 務 次 官

国土交通省直轄工事における入札契約手続
の効率化及び調査・監視の合理化等について

国土交通省直轄工事においては、鋼橋上部工事及び水門設備工事に係る入札談合を受け、「入札談合の再発防止対策について」（平成17年8月12日付け国官地第21号）（以下「橋梁通達」という。）、「入札談合の防止について」（平成19年3月9日付け国地契第90号）（以下「水門通達」という。）及び「水門設備工事に係る入札談合等に関する調査報告書について」（平成19年6月18日付け国官会第421号、国地契第14号）（以下「水門報告書通達」という。）に基づき、入札契約過程に対する監視の強化及び全ての水門設備工事への一般競争入札拡大等の各種対策を実施し、入札談合の防止に全力で取り組むとされたところであり、加えて、上記通達以降新たに生じた入札談合等を踏まえ、談合の再発防止対策は拡充・強化されてきたところであるが、他方で、上記通達から10年以上が経過し、入札契約制度や業界構造等は大きく変遷してきているところである。このため、今般、入札契約手続の効率化や多様な入札契約方式の適用による担い手確保の促進や入札契約に係る調査・監視の合理化等を図る観点から、下記のとおり談合再発防止対策の一部を見直すこととしたので、引き続き再発防止対策を徹底し、入札談合の防止に全力で取り組むことに留意しつつ、遺漏なきよう措置されたい。

記

1. 水門設備工事については、水門通達別添2.(2)後段及び水門報告書通達別添第2章I 2.(2)後段の規定にかかわらず、他工種と同様に、1件につき予定価格が6千万円以上の工事は一般競争を原則とし、6千万円未満の工事については一般競争入札を積極的に試行することとする。
2. 入札監視委員会への付議案件については、橋梁通達別添II 2.(3)②前段及び水門報告書通達別添第2章I 1.(4)後段の規定によることなく、「入札監視委員会の設置及び運営について」（平成13年3月30日付け国官会第1431号、国官地第27号）別紙第2の2.(1)①の規定に基づき、案件を抽出することとする。

3. 入札監視委員会への入札結果の事後的・統計的分析の報告については、橋梁通達別添Ⅱ 2.(1)②の項目に限定することなく、入札結果の状況や課題等を踏まえ、入札契約に係る調査・監視の合理化等を図る観点から、必要性の高い項目に係る資料を提出して行うこととする。

附 則

この通知のうち、記1の規定は平成31年4月1日から、記2及び3の規定は平成31年4月1日以降に入札手続を開始する工事から適用する。